

信州公衆衛生雑誌投稿規定

(平成22年 3月)

- 1) 投稿資格 本会会員に限る。共著の場合は全員が会員であることを必要とする。
- 2) 投稿の種類 総説、論説、原著、短報、公衆衛生活動報告、症例報告、資料、会員の声など。

原稿の種類

総説	研究・調査論文の総括および解説
論説	公衆衛生活動、政策、動向など
原著	独創的な研究論文及び科学的な観察
短報	独創的な研究の短報または手法の改良・提起に関する論文
公衆衛生活動報告	公衆衛生活動に関する実践報告
症例報告	公衆衛生上有用な症例報告
資料	公衆衛生上有用な資料
会員の声	掲載論文に対する意見、海外事情、関連学術集会の報告など

- 3) 論文の内容 原著は他誌に未発表のもので、なるべく簡潔、平易な記述が望ましい。

4) 投稿原稿の執筆要領

- a) 原稿の形式は、表紙、抄録(800字以内、総説・論説には不要)、本文、文献、表、図の説明、図の順序とし、ほかにコピー各2部を添える。(ただし、写真についてはオリジナル3部) 原稿には、著者の判断により200語以内の英文抄録をつけることができる。英文抄録の構成は和文抄録に準じ、専門家によるチェックを受けること。
- b) 用紙は、A4判を用いる。マイクロソフト社のワードプロセッサを用いて、横書き1行24字×22行=528字を1枚とし、行間はdouble spaceとする。査読終了後、最終稿を入力したCD・R、CD・RW、USBメモリーに著者名、使用機種・ソフト名を明記して提出する。
- c) 表紙の記載順序は、和文題名、著者名、所属名、欧文題名、著者名ローマ字、所属欧文名、内容別索引作成に必要なKey words(5個以内とし、欧文名と日本語名とを記入する)、20字以内のランニング・タイトル、本文総枚数、図、表の枚数、別刷希望部数(朱書)とする。編集部への希望事項は別紙に記入して添付する。
- d) 本文の項目わけは、次のようにする。I……、A……、1……、a……、(1)……。
- e) 書体と用語は、明瞭な字体で、口語体、ひらがな文で書き、なるべく日本医学用語委員会制定の用語を用い、十分推敲した原稿とする。句読点、括弧を正確につけ、1字分としてあける。欧文で記載される原語は欧文タイプで記入する。薬品名は一般名を使用する。動物、植物、細菌などの学名は2命名法によってイタリック体で記載する。一般に略語として意味が通じるもの以外は、略語の使用は極力避ける。止むを得ず略語を用いる場合には、最初に必ずフルスペルを記載すること。
- f) 度量衡の単位は、原則としてC.G.S.単位を用い、符号のあとには点をつけずに、次の例に準ずる。
例 m mm μ m nm l ml μ l kg g mg μ g mg/dl ppm $^{\circ}$ C Bq Gy sec min hr
- g) 図・表は、刷り上がり1頁以内におさまるようにする。原寸大で印刷できるように(最大16cm×23cm)写真等を組み合わせてセットされたものが望ましい。文字や印は縮小、拡大を考慮してレタリング等で直接原図に入れる。挿入個所は原稿の欄外に図1、表1のように朱書する。図表の中の文字、説明は欧文でもよいが、長文の場合は欧文校閲の必要性が生ずるので和訳を付すこと。顕微鏡写真の場合にはその倍率の記載に注意すること。原寸大で準備されていない場合は縦横の対比に注意し縮小された場合にもよく判読しうるように作製されていること。
- h) 引用文献は、引用した箇所の右肩に番号を付し引用順に記載する。引用雑誌の略称は、欧文雑誌については“INDEX MEDICUS”に、和文雑誌については、医学中央雑誌に従った略記とする。

雑誌は 著者名：表題、誌名 巻：始頁－終頁、発行年。

著書は 著者名：表題. 書名（編集者）. 始頁－終頁. 発行所. 発行年.
の順に記載する。但し著者は最初の3名以内のみとし、それ以上のときは「他、et al」とする。

（例）

- 1) 久保田美穂, 柳沢茂, 佐々木隆一郎, 他: 結核化学予防の服薬状況に関する一考察－結核集団感染事例の調査結果から－. 日本公衛誌50: 605-612, 2003.
- 2) Sasaki R, Sakurai R, Aoki K, et al.: Cohort study on association of malignant neoplasms among the pulmonary tuberculosis patients in Nagoya TB Registry. J Epidemiol 2(Supple): 89-95, 1992.
- 3) 佐々木隆一郎: スクリーニング. 疫学（日本疫学会）, pp.151-162, 南江堂, 1996.
- i) 倫理規定 疫学研究に関する倫理指針（平成14年6月17日、文部科学省・厚生労働省）、人体を対象とする場合はヘルシンキ宣言に基づいた科学的および倫理的規範、動物を対象とする場合は動物愛護の精神に基づくことが必要である。研究によっては所属施設の倫理委員会またはこれに準じたものの承認が必要となる。
- 5) 原稿の採否 投稿原稿の採否と掲載順序の指定は、編集委員会において決定する。論文は2名以上の編集委員（必要に応じて編集部が適当と認めた者を含める）によって査読され、論文内容の加除訂正を求めることがある。
- 6) 校正 校正は初校のみ著者が責任をもって行う。校正に際して原文の変更あるいは追加を認めない。
- 7) 別刷 投稿の際、原稿の表紙に必要な部数を朱書して申し込む。費用は、依頼原稿を除いて全額投稿者負担とする。
- 8) 掲載料 すべて無料とする。
- 9) 原稿の送り先 松本市旭3-1-1、(〒390-8621) 信州大学医学部 衛生学公衆衛生学講座内 信州公衆衛生学会事務局 s_kouei@shinshu-u.ac.jp に持参、郵送またはメールにて送付する。

信州公衆衛生学雑誌掲載著作物に関する著作権規定

本誌に掲載された論文等の著作権、複製権および公衆送信権（送信可能化権を含む）に係わる権利等は、信州公衆衛生学会に帰属いたします。